

7 動物

(1) 調査

1) 調査内容

工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、供用後の施設の存在、施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行に伴う動物への影響を予測・評価するための調査内容は、以下に示すとおりである。

動物に係る現地調査の内容は表 4.7-1 に、現地調査地点の一覧は表 4.7-2 に示すとおりである。また、現地調査地点は図 4.7-1 に示すとおりである。

① 動物相の状況

- ・ 生息種及び動物相の特徴

② 保全すべき種の状況

- ・ 保全すべき種の生息域及び個体数
- ・ 生息環境

表 4.7-1 現地調査の内容^{注)}

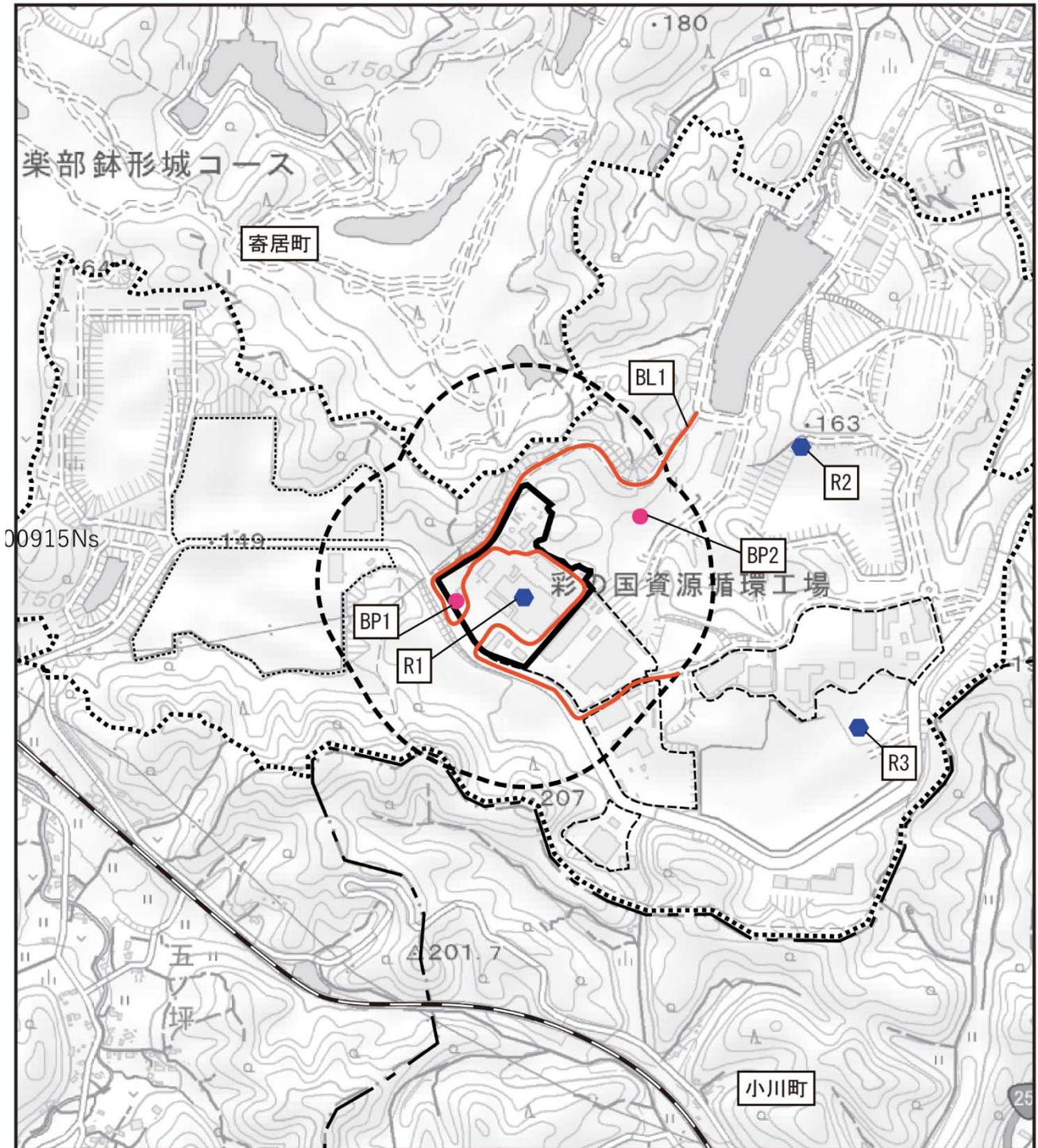
調査内容・調査対象		調査方法	調査地域・地点	調査期間・頻度	
動物相の状況、 保全すべき種の状況	哺乳類	直接観察法 フィールドサイン法 無人撮影法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。 無人撮影装置は、哺乳類の利用が想定される任意の 3 地点に設置する。	4 季各 1 回 (春季・夏季・秋季・冬季)	
	鳥類	鳥類全般 (猛禽類を除く)	任意観察法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。 ラインセンサスは主に計画地と周辺を通る 1 ルート、 定点観察は、調査地域を見渡せる 2 地点とする。 なお、猛禽類の繁殖が想定される場合は、その範囲を対象に林内踏査を行う。	5 季各 1 回 (春季・繁殖期・夏季・秋季・冬季)
			ラインセンサス法		
		猛禽類	定点観察法		1 月～7 月の毎月 2 日連続
	両生類・爬虫類		直接観察法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。	4 季各 1 回 (早春季・春季・夏季・秋季)
	魚類	直接観察法 捕獲調査法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲の水域とする。	2 季各 1 回 (春季・夏季)	
	底生動物	直接観察法 任意採集法			
昆虫類		直接観察法 任意採集法	調査地域は、計画地及びその周辺 200m の範囲とする。	4 季各 1 回 (春季・初夏・夏季・秋季)	

注) 計画地の位置する埼玉県環境整備センター内の樹林地等では、調査を含めた動物・植物の採集が禁止されている現状を踏まえ、哺乳類や昆虫類のトラップ法や底生動物の定量採集法による調査は行わない予定である。

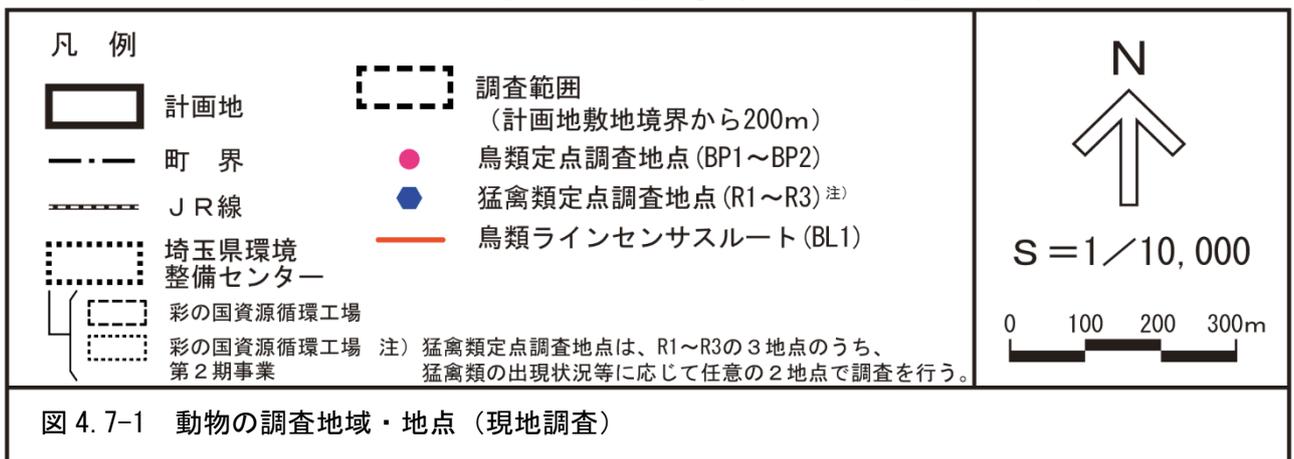
表 4.7-2 現地調査地点の一覧

調査対象		調査地点名		選定理由
鳥類	鳥類全般 (猛禽類 を除く)	BL1	鳥類ラインセンサスルート	計画地及びその周辺において代表的な環境である緑地における鳥類相が把握できるルートとして選定する。
		BP1~2	鳥類定点調査地点	計画地及びその周辺において計画地内の緑地を見渡せる地点として選定する。
	猛禽類	R1~R3 ^{注)}	猛禽類定点調査地点	計画地及びその周辺において調査地域を広く見渡せる地点として選定する。

注) 猛禽類定点調査地点は、R1~R3の3地点のうち、猛禽類の出現状況等に応じて任意の2地点で調査を行う。



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。



(2) 予 測

1) 予測内容

工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、供用後の施設の存在、施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行に伴う動物への影響を予測するための内容は、表 4.7-3 に示すとおりである。

表 4.7-3 予測の内容

予測内容		予測方法	予測地域・地点	予測対象時期
工 事 中	建設機械の稼働に伴う動物への影響	現地調査結果に工事計画を考慮し、保全すべき種の生息環境の変化の程度について類似事例又は既存知見を参考に定性的に予測を行う。	予測地域は、現地調査と同様とする。	計画施設建替工事、既存施設解体工事及び計画施設増設工事の期間において、保全すべき種の生息環境への影響が最大と考えられる時期とする。
	資材運搬等の車両の走行に伴う動物への影響			
	造成等の工事に伴う動物への影響			
供 用 後	施設の存在に伴う動物への影響	現地調査結果に事業計画を考慮し、保全すべき種の生息環境の変化の程度について類似事例又は既存知見を参考に定性的に予測を行う。	予測地域は、現地調査と同様とする。	計画施設の供用後（計画施設増設工事の完了後）において、保全すべき種の生息環境への影響を的確に把握できる時期とする。
	施設の稼働に伴う動物への影響			
	廃棄物運搬車両等の走行に伴う動物への影響			

(3) 評価

1) 評価方法

動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、国、県又は市町村の動物の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

2) 環境の保全に関する配慮方針

動物に係る環境の保全に関する配慮方針は、表 4.7-4 に示すとおりである。

表 4.7-4 環境の保全に関する配慮方針

区分		環境の保全に関する配慮方針
工事中	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う動物への影響 資材運搬等の車両の走行に伴う動物への影響 造成等の工事に伴う動物への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、排出ガス対策型、低騒音・低振動型の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを周知・徹底する。 建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 建設機械の整備・点検を適切に実施する。 資材運搬等の車両は、排出ガス規制適合車を使用する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを周知・徹底する。 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 沈砂槽を設置し、土粒子を沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。
供用後	<ul style="list-style-type: none"> 施設の存在に伴う動物への影響 施設の稼働に伴う動物への影響 廃棄物運搬車両等の走行に伴う動物への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な排出ガス処理設備を設置する。 排出される排出物の基準値を設定し、測定管理を実施する。 発生源となる設備、ストックヤード等は建物で遮蔽し、騒音の施設外部への伝搬を防止する。 騒音の目標値を設定し、測定管理を実施する。 設備の点検・整備を適切に実施する。 廃棄物運搬車両等は、最新の排出ガス規制適合車、低公害車の使用に努める。 廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを周知・徹底する。 廃棄物の搬入及び再資源化物の搬出にあたり、搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 廃棄物運搬車両等の整備・点検を適切に実施する。